

一時保育

恵庭市



(申込先) 実施園

すみれ保育園

恵庭市柏陽町3丁目24-1

TEL: 33-3388

FAX: 29-7050



島松いちい保育園

恵庭市島松本町4丁目10-1

TEL: 36-8297

FAX: 36-8400



認定こども園 あいおい子ども園

恵庭市相生町1丁目8-1

TEL: 32-3378

FAX: 29-3878



認定こども園 えほんの森

恵庭市桜町3丁目149番地

TEL: 34-0708

FAX: 34-0709



◆利用料金

一時保育区分	満1歳～2歳児		3～5歳児	
	利用料	うち無償化対象額	利用料	うち無償化対象額
① 一日	2,200	-	1,600	1,400
② 半日 (7:15~12:15)	1,100	-	800	650
③ 半日 (12:15~18:15)	1,100	-	800	750
④ 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
⑤ 生活保護受給者世帯	0	0	0	0

※ 給食については、一日及び午前半日利用の場合は提供されます。

※ 時間を越えて利用した場合は加算料金(別表)を請求します。

※ 料金は利用の翌月に請求させていただきます。

※ 4月1日現在の年齢で算定します。

◆一時保育加算料金表

一時保育加算料金区分		満1歳～2歳児	3～5歳児
①	午前半日利用(7:15~12:15)で12:15を超えた場合1時間毎に(2時間まで)	200円	150円

※ 生活保護受給者世帯・市町村民税非課税世帯は無料。



えにわっこなびで検索!

<http://eniwakkonavi.com>

- 保育園の入所状況(月2回更新)
- 入園に関する最新情報
- 子育て支援センターのイベント情報などを掲載

メールマガジンの登録をいただいた方には、週に1回イベント情報や保育園の給食レシピなどを配信しています♪

お仕事や、様々な事情で保育できないときにご利用ください

一時保育は、市内に居住している方を対象に、一時的にお子さんの保育が必要なときにお預かりする制度です。
保護者の就労や冠婚葬祭、時々保育園でみんなと一緒に遊ばせたい方、リフレッシュなど目的に合わせてご利用いただけます。

◆ご利用できる方

保護者の就労、職業訓練、就学、傷病、災害、事故、出産、看護または介護、冠婚葬祭、保護者の心理的または肉体的負担を解消するため等、一時的に保育が必要になる方。

◆対象年齢

満1歳～就学前の児童
※2号・3号認定を受けて認可保育施設に在園中の児童は、原則として利用できません。(慣らし保育中のご利用はできません)

◆定員

各園1日 おおむね8名まで

◆利用できる日・時間

月曜日～土曜日 7時15分～18時15分 (12/29～1/3は休園)

◆利用日数の上限

週3日まで (全ての園での利用をあわせて)

※緊急保育は1ヶ月に限り、日数の上限無くご利用できます。
緊急保育の利用には証明書類が必要です。
詳しくは右ページの「必要書類」をご覧ください。

◆一日の流れ

7:15 順次登園
自由あそび
9:15 おやつ(1・2歳児)
10:00 あそび
11:15 食事

12:00 お昼寝
14:45 目覚め
おやつ
自由あそび
順次降園



◆申込方法

1. 面談日時を決める

申込する園に電話をして、担当者と面談日時を決めてください。
なお、面談前に利用日の予約はできません。
受付時間:月曜日～土曜日 9時～17時

2. 園に必要書類を提出し、面談を受ける

お子さんと一緒に、園で面談を行います。

【持ち物】 下記必要書類、母子健康手帳、健康保険証

【必要書類】

- ①「一時保育入所申請書」(各園にあります)
- ②「児童家庭調査票」 (各園にあります)
- ③利用料免除のために必要な書類(対象の世帯のみ)

◆生活保護世帯の方…生活保護受給証明書

(お住まいの市町村の生活保護担当部署で発行されたもの)

◆非課税世帯の方(保護者全員分)

<利用日が4月～8月>…前年度 非課税証明書(写)

<利用日が9月～3月>…当年度 非課税証明書(写)

※非課税証明書については、前年1月1日時点から継続して
恵庭市に住民票がある場合、提出を省略できます。

- ④「緊急保育を必要とする証明書類」※緊急保育利用の方のみ
理由に基づいた証明書類をご提出ください。

例) 傷病→(診断)意見書(原本)

出産→母子手帳(写)・妊婦健診票(写) など

※ 緊急保育の期間は1ヶ月です。引き続き緊急保育を利用する場合は

1ヶ月ごとに申請書・証明書類の提出が必要です。

3. 利用日の予約をする

各園で予約方法が異なりますので、面談時にご確認ください。

※予約を取り消す場合は、必ず保育園にご連絡ください。

◆お願い

・お子さんが、集団生活困難な場合、お預かりできないこともあります。